

記載要領 4-1-A

診療所（病床設置・病床数変更・病床種別変更・従業者定員変更・構造設備変更）許可申請書の記載要領

事 案	診療所が病床を設けよう（病床数、病床種別の変更をしよう）とする場合 療養病床を有する診療所が従業者の定員、法定の構造設備の概要を変更しようとする場合		
根拠法令	医療法第7条第3項、規則第1条の14第5項・第6項		
提出期限	事前（保健所との調整は余裕をもって）	様 式	4-1-A
添付書類	新旧の建物平面図		
提出部数	2 部		
手数料	な し		
備 考	診療所の開設を同時に行う場合は、別途、診療所の開設の手続きが必要である。 総病床数が増加する場合は、様式4-1-Bによる申請となる。		

様式の記入要領	
「開設者」	<p>1. 住所は、法人の場合は、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。医師個人の場合は、開設者医師個人の住所地（住民票のある住所地。）を記載する。</p> <p>2. 氏名は、法人の場合は、法人の名称及び代表者職・氏名を記載する。医師個人の場合は、開設者医師個人の氏名を記載する。</p> <p>3. 電話番号は、法人の場合は、主たる事務所の電話番号を記載する。個人の場合は、開設者の自宅の電話番号又は携帯番号を記載する。</p>
1. 設置等事由	該当する事項欄の「□」に「✓」を記載する。
2. 診療所の名称	診療所開設届出書又は開設許可書の名称（変更があった場合は届け出た名称）を記載する。
3. 開設の場所	診療所開設届出書又は開設許可書の開設場所（変更があった場合は届け出た開設場所）を記載する。
4. 建物の構造設備の概要及び平面図 ①廊下幅	<p>片廊下及び両側居室のある廊下について、最大、最小部分に分けて記載する。</p> <p>〔一般病床の場合〕 片廊下は内法による測定で、1. 2m以上であること。 ただし、両側に居室がある廊下幅は、内法による測定で、1. 6m以上であること。</p> <p>〔療養病床の場合〕 片廊下は内法による測定で、1. 8m以上であること。 ただし、両側に居室がある廊下幅は、内法による測定で、2. 7m以上であること。</p> <p>※附則第5条に経過措置あり。（平成13年1月31日厚労令第8号）</p>

記載要領 4 - 1 - A

診療所（病床設置・病床数変更・病床種別変更・従業者定員変更・構造設備変更）許可申請書の記載要領

様式の記入要領	
②階 段	<p>1. 名称は、階段の名称をそれぞれ記載する。</p> <p>2. 階段及び踊り場の幅は、内法による測定で、1. 2m以上、けあげは0. 2m以下、踏面は0. 24m以上であること。</p> <p>3. 階段には、適当な手すりが設けられていること。</p>
③各室の用途変更・改造	<p>1. 各室に新旧の室名を記載する。</p> <p>2. 改造により施設の区画が分割・統合する場合は、区画ごとに床面積の小計を記載する。</p>
5. 病床数	<p>1. 病床設置の場合は、「変更後の許可病床」の欄のみ記載する。</p>
<内訳>	<p>[病室名] それぞれの病室名を記載する。また平面図と同一の室名を記載し、様式と一致させる。</p> <p>[病床数] 病室ごとに、病床数を記載すること。 療養病床は、1室あたり4床以下とすること。 ※ 附則第4条に経過措置あり。(平成13年1月31日厚労令第8号)</p> <p>[床面積] 病室ごとに、建築基準法による床面積（壁芯）を記載する。</p> <p>[有効内法床面積] 内法による測定で、患者1人を入院させるものにあつては、 6. 3㎡以上、患者2人以上を入院させるものにあつては患者1人につき、4. 3㎡以上とすること。(療養病床にあつては、患者1人につき6. 4㎡以上とすること。) ※ 療養病床については、附則第7条に経過措置あり。(平成13年1月31日厚労令第8号) 算定にあつては、備付けの整理ダンス、洋服ダンス、浴室、物置、洗面所等、容易に移動できないものについては、病室の床面積から除外する。</p> <p>[1人あたりの有効床面積] 患者1人あたりの有効床面積（内法）を記載する。</p> <p>[採光面積] 建築基準法によって、病室の床面積の7分の1以上が必要。</p> <p>[外気開放面積] 建築基準法によって、病室の床面積の20分の1以上が必要。 ただし、建築基準法に定める技術的基準にしたがつて換気設備を設けている場合はこの限りではない。</p>

記載要領 4 - 1 - A

診療所（病床設置・病床数変更・病床種別変更・従業者定員変更・構造設備変更）許可申請書の記載要領

<療養病床を有する場合のみ>

様式の記入要領	
6. 医師、看護師、その他の従業者の定員等	<p>療養病床を有する場合のみ、記載する。</p> <p>1. 療養病床に係る 1 日平均入院患者数については、開設者の推定数（病床数の 80%以上。ただし、実入院患者数が既使用許可病床数の 80% 以上の場合は、その数とする。）を記載する</p> <p>2. 定員とは、当該診療所における各従業員について、開設者が定めた必要数のこと。なお、医師、看護師、准看護師の定員については、医師開設の場合、（様式 1）又は（様式 10）、非医師開設の場合、（様式 2）又は（様式 8）により、届出又は許可を得た定員と一致していること。</p> <p>3. 法に定める標準員数がある職種については、定員は、標準員数以上であること。</p>
7. 法定施設の構造設備の概要	<p>療養病床を有する場合のみ、記載する。</p> <p>[床面積] 建築基準法による床面積（壁芯）を記載する。</p> <p>[内法面積] 食堂は、入院患者 1 人につき 1 m²以上とすること。 ※附則第 24 条に経過措置あり。(平成 13 年 1 月 31 日厚労令第 8 号)</p>

<療養病床を有する診療所で従業員の定数、法定施設の構造設備の概要を変更しようとする場合>

様式の記入要領	
8. 医師、看護師、その他の従業者の定員等	<p>療養病床を有する診療所で従業員の定員に変更があった場合のみ記載する。(※ 4、5、6、7 の項目は記入不要)</p> <p>1. 療養病床に係る 1 日平均入院患者数については、開設者の推定数（病床数の 80%以上。ただし、実入院患者数が既使用許可病床数の 80% 以上の場合は、その数とする。）を記載する。</p> <p>2. 定員とは、当該診療所における各従業員について、開設者が定めた必要数のこと。なお、医師、看護師、准看護師の定員については、医師開設の場合、（様式 1）又は（様式 10）、非医師開設の場合、（様式 2）又は（様式 8）により、届出又は許可を得た定員と一致していること。</p> <p>3. 法に定める標準員数がある職種については、定員は、標準員数以上であること。</p> <p>4. 看護師、准看護師、看護補助者に係る経過措置は平成 24 年 3 月 31 日までとする。</p>
9. 法定施設の構造設備の概要	<p>療養病床を有する診療所で従業員の定員に変更があった場合のみ記載する。(※ 4、5、6、7 の項目は記入不要)</p> <p>[床面積] 建築基準法による床面積（壁芯）を記載する。</p> <p>[内法面積] 食堂は、入院患者 1 人につき 1 m²以上とすること。 ※附則第 24 条に経過措置あり。(平成 13 年 1 月 31 日厚労令第 8 号)</p>

記載要領 4 - 1 - A

診療所（病床設置・病床数変更・病床種別変更・従業者定員変更・構造設備変更）許可申請書の記載要領

添付書類	
建物平面図	<ol style="list-style-type: none">1. 診療所部分が明確に分かるよう、赤線で囲む。2. 寸法、面積及び各室名を記載する。3. 洗面台等の固定物は実線で記載する。非固定物は点線で記載する。 カーテンレール・ベッドは1床あたりの面積やプライバシーの確保状況を確認する参考として点線で記載する。（ただし、カーテンレール・ベッドの配置を変える場合でも、一部変更許可申請は求めない。）4. 診療所面積を記載する。5. 診療所が2階以上にわたる場合、各階の平面図を添付する。6. 床面積は、建築基準法による床面積を記載する。